

# 豊かな自然を守る



本市は恵まれた自然環境を次の世代に残していくため、環境負荷を減らす取り組みを進めています。クリーンな新エネルギーの導入やごみの適正処理など、限られた資源を有効活用することで、環境保全をめざしています。

問い合わせ先 本庁舎生活環境課 ☎0857-20-3217

## 再生可能エネルギーへの注目が高まる

太陽光や風力、地熱などの「再生可能エネルギー」は、発電時に二酸化炭素(CO2)を排出しないため、地球温暖化対策として普及が進んできました。原発問題をきっかけに、近年、このエネルギーはさらに注目を浴びています。

2012年7月には、再生可能エネルギーの「固定価格買い取り制度」が施行され、ますます普及が進んでいます。鳥取県内でも米子市で本州最大規模のメガソーラー発電施設が建設されました。

本市は、エネルギー自給率の向上、地球温暖化防止対策を目的として、太陽光発電の普及に積極的に取り組んでいます。その一環として、市営の太陽光発電施設が、今年3月から、青谷町いかり原牧場で稼働しました。

この施設は、一般家庭約160世帯分の年間使用電力を一年間で発電することができ、固定価格買取制度を利用した今年度の売電収入は、約2500万円を見込んでいます。また、敷地内には

### 住宅用自然エネルギー設備の補助メニュー

補助対象	設備補助率	上限金額
太陽光発電設備	75,000円/kW	300,000円
小型風力発電設備	設備の購入、設置費の1/10	100,000円
薪ストーブ	設備の購入、設置費の1/10	60,000円
ペレットストーブ	設備の購入、設置費の1/10	40,000円
太陽熱温水器	設備の購入、設置費の1/10	20,000円
民生用燃料電池	設備の購入、設置費の1/10	180,000円
その他	設備の購入、設置費の1/10	50,000円

展示施設も併設。夏休みの自由研究など、環境教育にも役立てることができます。本市は、再生可能エネルギーの発電システムや薪ストーブ、ペレットストーブ、太陽熱温水器、民生用燃料電池システムなどを設置する人たちの助成を行っています。その他、小中学校の屋根を民間事業者へ貸出し、事業者が太陽光発電設備を設置し電力を活用する「屋根貸し事業」の取り組みも行っています。

## 違法な不用品回収行為に注意！ 不法投棄やトラブルにつながります

壊れた家電製品やソファ、ベッドなどの不用品を捨てる際、みなさんは「一般廃棄物収集運搬業許可業者」や「大型ごみ受付センター」などに処理を依頼していますか。

近年、新聞の折り込みチラシやご家庭のポストに「無料で不用品を回収します」などと記載したチラシを見かけます。また、不用品回収のために地域を巡回する車や、空き地に不用品が並ぶ光景を見かけることもあります。

このような不用品回収行為の中には、無許可で行われている場合があります。利用することで「無料」と思っていた

ら、後で有料と言われたり「積んだ後で、高額な料金を請求された」といったトラブルが発生しています。

また、回収された廃棄物が人里離れた場所に不法投棄される場合もあります。特に家電製品は、フロンや鉛、ヒ素といった有害物質を含んでいるため、適切なリサイクルが必要であり、処理の方法が法律などで特別に定められています。仮に、不法投棄された

回収物の中に、依頼主の住所や連絡先が書いてあれば、警察から依頼主に連絡が行き、トラブルに発展することもあります。

近年、不用品の違法な回収行為や不適切処理が原因で、国内外で環境汚染や健康被害が発生し、問題となっていることも事実。不用品の適正な処理は、本市の環境保全の一助にもなりますので、みなさんのご協力をお願いします。不用品の処理方法や一般廃棄物収集許可業者の連絡先など、不明な点は本市公式ホームページをご覧ください。生活環境課にご連絡ください。



トラック型の不用品回収  
※写真はイメージ

### 無許可営業には罰金も

事業者が、家庭などから出されるごみ(一般廃棄物)を収集・運搬するためには、市町村の許可が必要です。

ただし、古紙、くず鉄、空き瓶、古布といった、再生利用が目的となる一般廃棄物の収集・運搬は、無許可でも行うことができます。

なお、無許可営業は、最高で5年以下の懲役か3億円以下の罰金に処せられます。

### 大型ごみ受付センター連絡先

受付時間：月～金（祝日除く）8:30～16:30

地域	電話番号	所在地
鳥取	0857-22-0353	秋里1031-2
国府	0857-23-9493	国府町麻生547-8
福部	0857-75-2310	福部町海士605
河原・用瀬・佐治	0858-87-6668	用瀬町美成323-1
気高・鹿野・青谷	0857-82-0353	気高町北浜1-53

※お住まいの地域の受付センターにご連絡ください